

災害により被害を受けた場合の 授業料の減免制度について

【対象者】震災、風水害、火災その他の災害により住宅又は家財が半壊以上の被害を受けた者

【減免額】学期授業料の半額を上限に減免します。

【申請書類】学生支援班にて配布します。

まずは、学生支援班にご相談ください。

申請前 1年以内の災害に限ります
申請は 1度までです。